

## 物品の購入等に係る定時見積実施要領

### 1 定時見積の対象とする契約

定時見積により随意契約の相手方を決定する契約は、1件の予定価格が70万円未満の事務用品（家具・什器類、文具・用紙類、事務用機器類、日用雑貨に限る。）の購入契約、被服（作業服、防寒着、靴等）の購入契約及び事務用機器の交換契約とする。ただし、岩見沢市及び美唄市以外に所在する地方機関に係るもの及びやむを得ない理由により緊急に締結する必要のあるものについては、定時見積によらないこととする。

### 2 定時見積参加者の指名

#### (1) 参加の申込み

物品の購入に係る競争入札参加資格者（分類番号1・2・3・18・19のいずれかを有するもののうち、北海道内に本店を有し、かつ空知総合振興局管内に本店、支店又は営業所（個人にあっては当該個人及び事業所の住所をいう。以下同じ。）を有する中小企業者及び物品の供給に係る見積参加申込者であって、定時見積りに参加を希望する者から、毎年別記1の申込書の提出を受ける。なお、指名通知を受けた者が誠実に参加したと認められる場合には、特別な事情がない限り翌年度以降の参加申込書の提出を省略することができる。

#### (2) 参加者の指名

(1)により申込書の提出を受けたときは、入札参加資格者等であること他必要事項を確認の上、当該申請者を定時見積の参加者（以下「参加者」という。）として指名し、その旨を別記2の通知文に「見積心得」を添付して通知をする。なお、(1)において申込書の提出を省略した者には、毎年3月に翌年度の定時見積参加者として指名し、その旨を別記2の通知文に「見積心得」を添付して通知をする。

#### (3) 指名の取消し

ア 参加者が次に掲げる事項に該当するときは、当該参加者の指名を取り消す。

(ア) 競争入札参加資格者である参加者がその資格を有しないこととなったとき（競争入札への参加を排除されたことによる資格の消滅の場合を除く。）

(イ) 物品供給参加者である参加者が物品供給参加申込者に係る名簿から削除されたとき（資格者となったことによる名簿からの削除の場合を除く。）

(ウ) 空知総合振興局管内に本店、支店又は営業所を有しなくなったとき。

(エ) 中小企業者の要件を満たさなくなったとき。

(オ) 暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされたとき。

イ 資格者である参加者が競争入札への参加を排除されたとき若しくは指名を停

止されたとき又は物品供給参加申込者である参加者に競争入札への参加排除の要件若しくは指名停止の要件に該当する事実があることを知り、当該参加者を資格者の例により一定期間契約の相手方としないこととしたときは、これらの措置の期間に係る参加者の指名を取り消す。

ウ ア及びイにより参加者の指名を取り消したときは、その旨を当該参加者に通知する。

### 3 定時見積の執行

#### (1) 見積書の提出日時

定時見積に係る見積書の提出期間は、原則次のとおりとする。ただし、次に掲げる期間の開始日が閉庁日の場合にあっては、その翌開庁日とする。なお、やむを得ない事由があるときは、事前にホームページ等において掲載することで変更又は中止をすることができる。

ア 物品の購入契約等（被服類を除く。）

毎週水曜日の午後1時から翌開庁日（通常は木曜日）の午前11時まで

ただし、1件の予定価格が30万円以上の案件については、提示期間を通常提示期間の最終日の翌日から起算して最大2日後（閉庁日を除く。）の午前11時まで延長することができる。なお、延長は1日単位とする。

イ 被服類

主に5月中旬から下旬まで及び9月中旬から下旬までの期間（この他にも案件があれば随時行います。）

月曜日の午後1時から3開庁日後（通常は木曜日）の午前11時まで

#### (2) 契約内容の提示

定時見積に付す契約内容の提示は、見積書の提出時間の開始から終了までの間、空知総合振興局ホームページにおいて見積番号、品名、規格、数量、納入期限、納入場所等を記載した契約案件一覧（以下「見積目録」という。）を掲載することにより行う。この場合において、見積目録には、必要に応じ仕様書、見本等を添付する。

なお、インターネット環境が整備されていない等の理由で参加者から紙により見積目録を提示する旨希望があった場合は、別途印刷した見積目録を、空知総合振興局総務課窓口にて交付する。

#### (3) 見積書の提出方法

見積目録の見積番号を記載した見積書を、(1)の提出期間内に空知総合振興局総務課窓口を設置した見積箱に投函又は郵送若しくは見積目録に掲載された見積書提出用メールアドレスに見積書の電子データを電子メールで提出させることにより、見積書の提出を受ける。

なお、当該見積書には、見積目録の見積番号を記載させるものとする。

#### (4) 契約の相手方の決定

ア 見積書の提出期間終了後、直ちに見積書の内容を審査の上、予定価格の範囲内で最低の価格で見積りをした参加者を契約の相手方として決定し、提示期間終了日の午後4時までに、空知総合振興局ホームページにおいて契約の相手方を記載した定時見積結果表を掲載することにより、その結果を発表する。

なお、インターネット環境が整備されていない等の理由で参加者から紙により結果を提示する旨希望があった場合は、別途印刷した定時見積結果表を、空知総合振興局総務課窓口において閲覧に供することにより、その結果を発表する。

イ 提出された見積書の見積金額がいずれも予定価格に達していない契約及び期間内に見積書の提出がなかった契約については、原則として、次回の定時見積に再度付す。ただし、次回の定時見積に付すことが適当ではないときにはこの限りではない。

この要領は、令和3年6月30日決定

\*この要領施行の際に、改正前の物品購入等における定時見積実施要領の規定により定時見積参加者と指定された者は、この要領の2の規定にかかわらず、定時見積参加者に指名にされたものとする。

＊補足＊

○地方機関（定時見積対象）

- ・産業振興部東部耕地出張所
- ・産業振興部農業改良普及センター（本所）

○地方機関（定時見積対象外）

- ・深川道税事務所
- ・保健環境部由仁地域保健支所
- ・保健環境部深川社会福祉事務所出張所
- ・産業振興部農業改良普及センター（南東部支所）
- ・産業振興部農業改良普及センター（南西部支所）
- ・産業振興部農業改良普及センター（中空知支所）
- ・産業振興部農業改良普及センター（北空知支所）
- ・産業振興部南部耕地出張所
- ・産業振興部北部耕地出張所